

名古屋市農業委員会 令和3年第7回総会 議 事 録

1 開催日時 令和3年7月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時42分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(係長級以下) 6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第45号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第46号議案 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について

第47号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第48号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第49号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第50号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第51号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第52号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和3年第7回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1番	小 畠 盛 夫 委員		
3番	原 田 晴 充 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
		6番	石 田 正 彦 委員
7番	川 本 美 幸 委員		
9番	布 目 巳 佐 子 委員	10番	二 村 利 久 委員
		12番	岩 田 公 雄 委員
13番	清 水 久 一 委員		
		16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	木 村 幸 廣 委員
23番	安 井 正 敏 委員		
		26番	竹 川 孝 司 委員
		28番	安 井 秀 樹 委員

令和3年第7回総会（令和3年7月20日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和3年第7回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和3年第7回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、またすごく暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第45号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第52号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について」までの8議案の審議を行います。また、報告事項を1件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は15人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、清水久一委員及び布目巳佐子委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第45号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号3-2について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号3-2の農地につきまして、7月6日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人の3名が営農規模縮小のため、本農地の売却を希望され、一方譲受人が新規就農のため、本農地を取得することを希望しています。

申請地である中川区福島三丁目の3筆の田は、水稻が作付けされ、良好に管理されています。

本件は新規就農ということで譲受人と面談を行いましたので、面談の内容についてご報告させていただきます。

今回の申請地のすぐ目の前には譲受人が代表取締役を務め

る会社の社屋がございませう。このたび、譲受人は会社経営の一線を退き業務の時間が減ること、また、農家出身で地元農地を守っていきたいという気持ちもあったことから新たに就農することを希望しております。

譲受人本人に特段の農作業経験はありませんが、地域のルールとして中川区福島のエリアでは、田起こしから田植えまでの作業について、地域の組合が取りまとめて一括して業者に農作業を委託するという形態をとっております。

譲受人はそのルールに従い、田植えまでの作業については委託をし、その後の肥培管理等の作業については自ら行うとの意向を示しています。

作業にあたっては、会社の従業員の手も借りながら行うことを想定しているほか、稲刈りについては機械をリースして、親戚の農家や地元農家の指導も受けながら行うとのこととす。

以上のことから本件の譲受人は適切に農地管理を行っていただけると思われませう。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございませうか。

特にないようです。

それでは、第 45 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 45 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 46 号議案、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-3 の農地につきまして、7 月 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、中川区福島三丁目地内の計 6 筆の農地について、貸主である 8 名が営農規模縮小のため本農地の賃貸を希望され、一方で、借主が営農規模拡大のため、本農地を賃借することを希望しています。

申請地である中川区福島三丁目の 3 筆の畑と、中川区福島三丁目の 3 筆の田はいずれも休耕中です。

賃借人は、10 年ほど前から、丹羽郡大口町にて、障害者の自立支援と雇用創出を目的とした就労農場を運営しており、小松菜をメインとした水耕栽培を行っています。

今回、申請地においても新たな農場をつくり、水耕栽培を行う予定です。

賃借人が現在大口町で賃借し管理している農地は良好に管理されており、申請地についても適切に管理されていくことが見込まれます。

本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、

何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 46 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 46 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 47 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請についてについて審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 及び 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、7 月 2 日に、調査した結果をご報告します。

転用の内容は、分家住宅を建設し、使用貸借権を設定するものです。借受人は現在、区内の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。両親の手伝いのできる土地で選定するも適地がなく、貸出人である父の土地に建設することとなり、今回の申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区西福田二丁目の 1 筆は、過去に農用地除外を受けており、現在は農用地に指定されておらず、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の状況は畑で、耕作準備中でした。その周囲の状況は、東と北側は田、南と西側は道路となっており、海東土地改良区から排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことです。

また、海東土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも開発許可を申請していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号 4-2 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、7月2日に、調査した結果をご報告します。

転用の内容は、分家住宅を建設し、使用貸借権を設定するものです。借受人は現在、大阪の社宅に居住していますが、子供の成長に伴い、手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。両親の面倒を見ることが出来る本家の近隣の土地で選定するも適地がなく、貸出人である母の土地に建設することとなり、今回の申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区福前一丁目の1筆は、農地区分が1種農地の畑ではありますが、集落に接続しており、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の状況は畑で、ナス、ネギ等を作付けしている状況でした。その周囲の状況は、東側は田、北側は水路、西と南側は宅地となっており、協和土地改良区から排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことです。

また、協和土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも開発許可を申請していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 47 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 47 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 48 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-3 から 2-5 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長 受付番号 2-3 から 2-5 の農地について、7 月 2 日と 5 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-3 は畑で、ナス、キュウリ、トマトが作付けされており、申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者

として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-4 の 2 筆はそれぞれ田と畑で、田は水稻が作付けされており、畑はカボチャが作付けされていました。申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-5 は田で、水稻が作付けされ、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-2 の農地につきまして、7 月 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

中川区富田町大字千音寺字一本松の 2 筆の畑及び字仏供田の 4 筆の田は、休耕中でした。

中川区富田町大字千音寺字供木の 1 筆の田は、水稻が作付けされ良好に管理されておりました。

中川区富田町大字千音寺字郷東の 5 筆の畑は、夏野菜、さといも、ピーナッツ、ネギ、とうもろこし、ビワ、柿が作付けされ良好に管理されておりました。

このことから、願出者の夫が、生前主たる従事者として、農

地を良好に管理されていたことを確認いたしました。証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 48 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 48 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 49 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、布目委員のご親族に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、布目委員は、この案件の審議には参加できません。

まず、布目委員に関係する案件を先に審議することにいたしますので、布目委員におかれましては本案件審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

では、資料の 12 ページをご覧ください。こちらの受付番号 3-7 が、布目委員に関する案件となります。受付番号 3-7 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長 受付番号 3-7 の農地につきまして、7 月 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告い

たします。

受付番号 3-7 の中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑にはとうもろこしが、中川区中須町の 1 筆の畑にはとうもろこし、ネギが作付けされており、良好に管理されていました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、受付番号 3-7 について、証明してよろしいかお諮りします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 49 号議案の案件のうち、受付番号 3-7 につきましては、証明することといたします。

ここからは布目委員も議事に参与していただきますようお願いいたします。

それでは、資料の 6 ページに戻っていただきまして、順番にご報告をお願いします。受付番号 1-17 から 1-20 までについて、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

受付番号 1-17 から 1-20 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、7 月 2 日と 7 月 5 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-17、天白区池場一丁目の 1 筆には、カボチャが、同 1 筆には、イチジク、柿、イチゴが、池場二丁目の 1 筆には

ブロッコリーやニンジンが、同1筆には、ビワやナスなどが、池場四丁目の1筆には、カボチャや甘薯が、同1筆には、かりもりなどが、同1筆には、スイカが、島田が丘の1筆には柿が、栽培されていました。

受付番号 1-18、天白区池場四丁目の1筆には、甘薯が、島田が丘の1筆には柿が、栽培されていました。

受付番号 1-19、緑区高根山一丁目の1筆には、梅が、栽培されていました。

受付番号 1-20、天白区笹原町の1筆には、タマネギが、同1筆には、ミカンが、菅田一丁目の2筆には、一体でカボチャが、栽培されていました。

菅田一丁目の2筆は耕作準備中。菅田三丁目の1筆には、柿、梅、ピーマンなどが、保呂町の3筆は、一体でカボチャが、山根町の2筆も一体でカボチャが、山根町の6筆には、一体で甘薯が、同2筆には一体で柿やミカンが、栽培されており、同2筆は、耕作準備中となっていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 から 2-12 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-6 から 2-12 について、7月2日と5日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告しま

す。

受付番号 2-6 と 2-7 は畑で、キュウリ、トマト、ミカン等が作付けされてきました。

受付番号 2-8 は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、オクラ、ナス、トマト等が作付けされてきました。

受付番号 2-9 は 2 筆とも田で、水稻が作付けされてきました。

受付番号 2-10 は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、さつまいも、ニンジン、トマト等が作付けされてきました。

受付番号 2-11 は 3 筆とも畑で、イチジク、とうもろこし、ミニトマト等が作付けされてきました。

受付番号 2-12 の西区赤城町の 2 筆、比良一丁目の 1 筆は畑で、ゆず、キュウリ、柿が作付けされてきました。西区比良一丁目の 2 筆は田で、水稻が作付けされてきました。北区喜惣治新田字中島の 3 筆はすべて畑で、アスパラ、ズッキーニ、ししとう等が作付けされてきました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 及び 3-6 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長	<p>受付番号 3-5 及び 3-6 の農地につきまして、7月6日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-5 の中川区春田四丁目の 1 筆の田には水稻が作付けされており、良好に管理されていまして。</p> <p>受付番号 3-6 の中川区江松四丁目の 3 筆の田には水稻が作付けされており、良好に管理されていまして。</p> <p>証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-3 から 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。</p>
港農政課長	<p>受付番号 4-3 から 4-6 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、7月2日と5日に調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 4-3 の 4 筆、4-4 の 5 筆、4-5 の 4 筆及び、4-6 の 1 筆は、田で、それぞれ水稻が作付けされ、良好に管理されておりました。</p> <p>以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。</p> <p>調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。</p>

特にないようです。それでは、第 49 号議案の案件のうち、受付番号 3-7 以外の案件について、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 49 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 50 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-1 の農地について、7 月 2 日に、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、守山区桔梗平一丁目の 1 筆は畑で、スイカ、とうもろこし、トマトが作付けされており、良好に管理されています。

この農地の被相続人が亡くなられ、相続人である妻が引き続き農業経営を行うとのこととです。

相続人は以前から被相続人と農業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>
中川農政課長	<p>受付番号 3-1 の農地について、7 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>中川区東起町四丁目の 2 筆の田には水稻が作付けされ、良好に管理されていました。</p> <p>この農地の被相続人が亡くなられ、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでした。</p> <p>相続人はご高齢ですが、娘さんと一緒に耕作をしているとのことでした。被相続人がなくなってから耕作は相続人が行っており、現在良好に管理されているため今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、港農政課長、お願いいたします。</p>
港農政課長	<p>受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、7 月 2 日に調査した結果を報告します。</p> <p>本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区藤高三丁目始め 3 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。</p> <p>申請地は、田で、水稻が作付けされており、いずれも農地と</p>

して良好に管理されておりました。

また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 50 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 50 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 51 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 から 4-7 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長 受付番号 4-3 から 4-7 につきまして、7 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、受付番号 4-1 から 4-7 の相続人が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

受付番号 4-3 の 5 筆のうち 1 筆は畑で、にんにく、さといも、キュウリ、4-5 の 4 筆のうち 1 筆も畑で、桃、スイカ、とうもろこし、4-6 の 5 筆のうち 2 筆は畑で、キャベツ、ナス、トマト、そのうち西福田二丁目の 1 筆については、耕作準備中でございます。以上、良好に管理されておりました。また、受付番号 4-3 の 5 筆のうち 4 筆、4-4 の 1 筆、4-5 の 4 筆のうち 3 筆、4-6 の 5 筆のうち 3 筆及び 4-7 の 5 筆は田で、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われまので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 51 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 51 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 52 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしてありますの

で、合わせてご覧ください。

それでは、18 ページの農用地利用集積計画案の第 2 号から 20 ページの第 4 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 3 年度第 2 号の農地利用集積計画につきまして、7 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西福田五丁目の 1 筆の畑で、面積は 556 平米であり、アスパラ、ズッキーニ、とうもろこしが作付けされていました。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われる。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われしますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

続きまして、令和 3 年度第 3 号及び第 4 号の農地利用集積計画につきまして、7 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、本人の面談及び調査した結果をご報告します。

本件は、農地の貸借権を設定したいと申し出されたもので

す。

申し出の農地は、港区藤高四丁目の3筆の畑で、面積がそれぞれ、503平米、417平米、308平米です。農地の現状は、農業用施設としてビニールハウスが設置されており、栽培用エアコンによりハウス内を冷却し、シイタケの菌床栽培が行われている状態でした。

借受人は、きのこの栽培技術研修の受講や、他県のシイタケ農園での研修受講によって、シイタケの栽培技術を習得し、農福連携の実現を目標に、新規就農を希望され、所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申し出をなされたとのことでした。

借受人とは、現地調査する前に、面談を行いました。その結果や、青年等就農計画認定にも現在、申請中であることから、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われれます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われれますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

清水委員

意見はないんですけど、現地と聞き取り調査した私からちょっとひと言だけ。内容を見てもらうと、借入の金額が3号と4号ではだいぶ違うんですけど、3号のほうは、貸出人が購入して間もない土地で、購入代金の返却もあるということで、ちょっと高く契約されたそうです。ちょっと見ると、一方は20万、もう一方は1万で、だいぶ疑問が出るとは思いますけど、そうい

うことがあるもんですから、一応補足だけしておきます。

議長（会長）

いま清水委員から補足説明がございました。何か他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございます。

それではここで、第 52 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 52 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 52 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告 (1) 「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 9 ページにかけてまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 15 件

続いて、10 ページから 16 ページにかけてまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 19 件

続いて、17 ページから 46 ページにかけてまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 89 件

続いて、47 ページから 48 ページにかけてまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、49 ページから 50 ページにかけてまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 5 件

続いて、51 ページですが、現況証明願が 1 件

続いて、52 ページですが、農地の競売に関する買受適格者証明が 2 件

続いて、53 ページですが、農地の時効取得に関する通知が 1 件

<p>議長（会長）</p>	<p>続いて、54 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件 それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。</p> <p>ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>報告については以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。</p>
<p>農政係長</p>	<p>先月の総会にご出席いただいた委員の皆さまにはすでにお渡ししております、今年度の名古屋市職員録が完成しておりますので配付をしております。今後の活用にお役立ていただきたいと考えております。</p> <p>今年度は 1 冊 363 円となっております。全員協議会で支出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>その他、何かありますでしょうか。委員の皆さまから何かございますでしょうか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和 3 年第 7 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>

閉会（午後 2 時 42 分）